

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鶴岡市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鶴岡市地域

(1) 現況

本地域は、山形県の西部に広がる庄内平野の南部に位置し、朝日山系を源流とする最上川と赤川によって育まれた有数の穀倉地帯となっている。東には出羽三山(羽黒山、月山、湯殿山)、南には朝日連峰の山々に囲まれ、西は日本海に面しており、郊外は圃場整備事業により区画整理された美田に囲まれている。また、枝豆やメロン、庄内柿などの園芸作物の栽培が盛んに行われている。

また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び、同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)、同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鶴岡市区域	法第3条第3項第1項及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

中山間地域等直接支払

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）であって、鶴岡市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

(オ) 山形県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落協定の事務負担軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

実施要領第6の1の(2)の「認定農業者に準ずる者」として、新規就農者及び人農地プランで中心経営体に位置付けられている者とする。

(4) その他必要な事項

1) 土地改良通年施工に係る事業の概要は次のとおりとする。

圃場整備事業

2) 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要は次のとおりとする。

農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業

3) 田から畑への地目変換について、中山間地域等直接支払制度の趣旨を実現するため積極的に対応する。